

No.	件名・内容	回答
1	<p>上尾駅前交差点の歩行者用信号について</p> <p>上尾駅前交差点の歩行者用信号については東西方向と南北方向の全て車両の交通を止めて横断歩道を渡る方式を採用しているが青信号の時間が短く高齢者や障害を持った方など渡りきれない状況が見受けられる。斜め方向であれば横断距離が長いことも考えられるが東西方向・南北方向での時間切れの状況は事故防止の観点から早急な対応が必用と考える。</p> <p>市の玄関口である上尾駅前前の交通安全対策について市並びに所轄警察署、県公安委員会等の連携の下、向上が図られることを要望する。</p> <p>(受付No.) 26-2010 (受付日) 平成26年4月10日</p>	<p>上尾駅東口駅前交差点の信号機は、平成16年3月26日に「歩車分離式信号機」に改良されました。市は、当初、斜め横断が可能な「スクランブル信号機」を上尾警察署宛てお願いしましたが、所管である県公安委員会は、現場調査等を実施した結果、スクランブル式は信号時間を長くしなければならないことから、車両の渋滞を招き、周辺の交通環境に影響を及ぼす恐れがあるという理由から、斜め横断非対応の現在の信号方式となっています。</p> <p>信号改良後、市民の皆様から、横断時間の延長要望や自転車の通行方策等、様々なご意見をいただいております。市と致しましても、これら貴重なご意見を所轄である上尾警察署宛て検討していただく旨の要望をしましました。</p> <p>このたびのご意見につきましても、上尾駅東口周辺の歩行者の安全確保に向け上尾警察署宛て要望をしまします。</p> <p>(担当) 交通防犯課 (直通電話) 775-5138</p>
2	<p>ペットを飼う側のマナー違反について</p> <p>ペットを散歩させる方の中には、平然とフンや尿の後始末をしない人が多いです。手提げや袋などを持っていても、花壇に隠したり、尿に水をかけなかったりと、失礼この上ないマナーの悪い人が多いです。</p> <p>以前ニュースでペット税をとるようになった自治体もあると聞きました。きれいな上尾市にするためにもそろそろやむなしと思うのですが。</p> <p>(受付No.) 26-2056 (受付日) 平成26年6月3日</p>	<p>上尾市では、「上尾市人と動物との調和のとれた共生に関する条例」及び「上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例」により、飼い主の方に犬のフンの持ち帰りをお願いしております。</p> <p>また、犬のフンの持ち帰りを呼びかける看板を、生活環境課の窓口でお配りしております。</p> <p>このような取り組みを行っているところですが、未だに犬のフンの放置が見受けられます。市といたしましては、広報あげおやホームページ等で周知を徹底し、より一層のモラル向上が図れるよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、ペット税につきまして現在は導入する予定はありませんが、今後のペットに関する市政への参考とさせていただきます。</p> <p>(担当) 生活環境課 (直通電話) 775-6940</p>

No.	件名・内容	回答
3	<p>公園の管理について</p> <p>浅間台第四公園を管理しているのは誰ですか。管理の仕方について教えて欲しい。</p> <p>(受付No.) 26-2060 (受付日) 平成26年6月9日</p>	<p>浅間台第四公園を日頃からご利用いただきありがとうございます。ありがとうございます。</p> <p>浅間台第四公園は、平成20年4月1日に上尾市地域公園管理協定を締結し、地域の団体に管理をお願いしています。公園管理協定につきましては、上尾市公園管理報償金交付要綱に基づき、事務区やボランティア団体等の地域の団体と管理協定を締結し、公園の管理作業をお願いしています。平成26年度は、市内164公園の内62公園について、44団体が除草や清掃等の管理作業を行っていただいております。</p> <p>質問のありました、管理をしている人は、公園管理協定を締結している地域の団体の会員の方でございます。犬の尿を公園の周りでさせていたら、注意をされたとのことですが、市といたしましては、公園内は小さな子供も利用されることから、糞はもちろんのこと、尿も好ましいこととは考えておりませんが、管理している方の言い方に失礼があったことは、お詫びいたします。</p> <p>管理協定を締結している団体の代表には、水道水の適正な利用をするように、また、公園利用者が不快になるような言葉遣いをしないように注意いたしました。</p> <p>今後何かお気付きのことがございましたら、連絡していただけたらと思います。</p> <p>最後になりますが、皆様が安心してご利用していただけるよう、引き続き管理して参りますので、今後も変わらず浅間台第四公園をご利用いただきますようお願いいたします。</p> <p>(担当) みどり公園課 (直通電話) 775-8129</p>
4	<p>スズメバチの巣の駆除について</p> <p>区画整理により林などがなくなり、スズメバチが庭の木に生息するようになり、巣ができるようになってきました。他市では駆除に補助金を出していますが、上尾市では出していません。大きな巣の駆除費用となると3万円以上かかることがあります。子供たちにも影響があるので補助金を出してほしいです。</p> <p>(受付No.) 26-2063 (受付日) 平成26年6月10日</p>	<p>上尾市では、私有地で発生するハチの駆除は、土地や建物の所有者または管理者の方に、ご自身の責任において処理していただくようお願いしております。市民の方々からお問い合わせやご相談があった場合は、生活環境課で専門業者を紹介しております。</p> <p>駆除に対する補助ですが、費用の一部補助や委託業者の派遣など、他市の取り組み状況を見ながら、今後考えて参りたいと思います。</p> <p>(担当) 生活環境課 (直通電話) 775-6940</p>

No.	件名・内容	回答
5	<p>自転車運転マナーについて</p> <p>自転車の2人乗りや積載重量を超えた運転は違反ではないでしょうか。自転車の2人乗り防止のために、自転車の後部荷台の積載重量を超えたときに、自転車の動作不可になるよう製造開発を依頼してほしいです。</p> <p>また、中学生・高校生に対しての自転車利用の安全教育をもっと厳しくしてもらいたいです。</p> <p>(受付No.) 26-2079 (受付日) 平成26年7月1日</p>	<p>まず、自転車の2人乗りや積載制限の重量を超えた運転は、道路交通法で禁止されています。自転車利用者の2人乗りなどのルール違反は問題化しており、自転車の交通違反の取締りにつきましては、ご存知のとおり上尾警察署が管轄しており、取締まりを強化しております。</p> <p>交通事故防止のための自転車の構造的改善につきましては、自転車製造メーカーの安全基準を統括している「一般社団法人自転車協会」への情報提供等を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>また、中学生・高校生の自転車利用等の交通安全指導につきましては、市内全公立中学校へ自転車利用ルールのパフレットの配布、市内各公立高校および伊奈学園総合高等学校に出向き、指導担当教諭へより一層のご協力の依頼をしております。</p> <p>(担当) 交通防犯課 (直通電話) 775-5138</p>
6	<p>自動販売機の回収容器について</p> <p>飲料自動販売機、タバコ自動販売機に回収容器が設置されていない所が多い。これらの自動販売機には回収容器の設置を条件とし、すでに回収容器が設置されていない所にはメーカーに設置するように指導して欲しい。</p> <p>(受付No.) 26-2092 (受付日) 平成26年7月8日</p>	<p>上尾市では、回収容器の設置を自動販売機の設置条件とすることは検討していません。しかし、飲料自動販売機に関しては、ゴミ散乱防止のため設置業者に回収容器の設置を要望しますので、具体的な場所について生活環境課へご相談ください。</p> <p>また、上尾市では「上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例」に基づき、ポイ捨て等禁止横断幕を掲示する等のポイ捨て防止啓発活動を行い、市民の方々のモラル向上を図っています。</p> <p>今後もゴミのポイ捨て防止について、広報・ホームページ等を通してより一層のモラル向上が図れるよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>(担当) 生活環境課 (直通電話) 775-6940</p>
7	<p>上尾駅西口駐輪場の利用制限について</p> <p>上尾駅西口駐輪場の規制をしないほしい。</p> <p>(受付No.) 26-2121 (受付日) 平成26年8月5日</p>	<p>上尾市では、JR上尾駅及び北上尾駅周辺を自転車放置禁止区域に指定しております。区域内では標識や立て看板を設置し、注意を促すとともに、公道に長時間駐輪している放置自転車に対しては、係員が警告札（黄色）を貼り、駐輪場に停めるよう指導しております。</p> <p>昨年4月に、上尾駅西口に大型の複合施設が開店し、御指摘のモンシェリー付近の放置自転車が増えたことに伴い、市ではコーンバーやカラーコーン等、既設の駐輪場へ停めるよう案内看板を設置したり、また、「モラルに問いかける」看板も設置し、地元の商店街や各店舗と上尾警察署の連名によるチラシ等を配布して利用者に対して駐輪場へ停めるよう啓発活動や指導を徹底し、マナー向上を訴えてまいりました。</p> <p>現在、民営駐輪場を含め、放置自転車を収容できる一時預かり駐輪場は駅前に確保されていることから、今後は駅前商店街の方々とも協力して、駅前の放置自転車対策を考えてまいりますのでご理解くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>(担当) 交通防犯課 (直通電話) 775-5138</p>

No.	件名・内容	回答
8	<p>サッカーができる公園について</p> <p>周りにサッカーができる公園がなく、サッカーができる場所を作っていただきたい。</p> <p>(受付No.) 26-2125 (受付日) 平成26年8月11日</p>	<p>サッカーができる公園の設置についてですが、上尾市が管理している公園において大人数で行うサッカーや野球等の球技は他の利用者への安全が確保されないことや、近隣の住宅への騒音が心配されますことから、ご遠慮いただいております。また、身近な公園において、サッカー場等の運動施設の整備は、法令による制限があることから、実現させることは困難であります。</p> <p>頂いたご要望の「サッカーができるところ」としましては、有料の予約施設であります。上尾市のスポーツ振興課が管理する平塚サッカー場と平方スポーツ広場がありますので、是非ご利用下さい。</p> <p>(担当) みどり公園課 (直通電話) 775-8129</p>
9	<p>公園の新設について</p> <p>自宅周辺に子供たちの遊ぶ公園がないため、公園を造っていただきたい。</p> <p>(受付No.) 26-2148 (受付日) 平成26年9月9日</p>	<p>市の計画する公園の設置につきましては、「上尾市緑の基本計画」や「上尾市都市計画マスタープラン」に基づき、各地区にバランスのとれた大きな総合公園から地区の街区公園を整備しています。また、土地区画整理事業や開発行為などで生み出された公園についても整備、管理をしております。</p> <p>ご要望をいただいた「公園を造ってください」についてでございますが、小さいお子さんが住宅地の路地で遊ぶことは大変危険であると思います。しかし、新たに公園を造ることとなりますと用地や財源の確保に多くの期間を要することになります。</p> <p>そこで、上尾市では、公園の不足を補うために地域にある既存の雑木林や休耕地などをお借りして「空閑地」や「ふれあいの森」として地域の皆様にご利用いただいております。</p> <p>今後も計画された公園を順次整備していくとともに、「空閑地」や「ふれあいの森」の用地の確保に努めていきたいと思っております。</p> <p>(担当) みどり公園課 (直通電話) 775-8129</p>
10	<p>ハザードマップについて</p> <p>市のハザードマップに関係のない広告が載っており、市が広告費をもらっているのは一市民として納得できません。委託業者名、ハザードマップの計算式、費用・広告費を教えてください。</p> <p>(受付No.) 26-2186 (受付日) 平成26年10月27日</p>	<p>現在、上尾市が発行している「災害ハザードマップ」は、平成22年1月、当時の市民部市民安全課（現在の総務部危機管理防災課）が業務委託により作成し、市民啓発のため全戸配布いたしました。</p> <p>「災害ハザードマップ」のお尋ねについてですが、委託業者は(株)中央ジオマチックス（本社所在地：東京都板橋区）、費用は8,316,000円（税込み）、広告費は総額300,000円です。なお、広告掲載については、市において新たな財源の確保を図るとともに、地域経済の活性化に資することを目的に行っているものです。</p> <p>また、「災害ハザードマップ」の計算式についてですが、作成の基礎となるデータについては、国及び県がシミュレーションや様々な計算などを行い、その調査結果を取りまとめ、上尾市としても国や県のデータを有効に活用すべく、情報を整理検討のうえ作成いたしましたので、御理解のほど宜しくお願いいたします。</p> <p>(担当) 危機管理防災課 (直通電話) 775-5140</p>

No.	件名・内容	回答
11	<p>公園の犬の散歩、マナーについて</p> <p>浅間台第二公園の遊具付近で、犬を散歩させている飼い主が尿をさせていました。公園を犬の出入りを禁止にできませんか。</p> <p>(受付No.) 26-2190 (受付日) 平成26年11月10日</p>	<p>公園内におけるペットの糞、尿につきましては、近年のペットの増加や飼い主のモラルの低下もあり、上尾市といたしましても対応に苦慮しているところでございます。飼い主の方のモラルの問題ではあるものの、お子様をお育ての方々にご心配をおかけして申し訳ありません。</p> <p>公園内をペット禁止にしようかとのご提案でございますが、ペットを禁止するとなると上尾市内約160箇所の公園で同様の対処をする必要があります。そうしますと市民の方々にも様々な意見があり、実現するには難しいというのが現状です。</p> <p>今後の対応といたしましては、浅間台第二公園の出入口、遊具周辺においてペットの糞、尿をしないようとの注意喚起の看板を設置し、飼い主に対してマナー向上の啓発に努めて参ります。現状をご理解いただき、今後も上尾市の公園をご利用いただけますようお願い致します。</p> <p>(担当) みどり公園課 (直通電話) 775-8129</p>
12	<p>公園の一斉点検について</p> <p>市内の公園を一斉点検してください。</p> <p>(受付No.) 26-2241 (受付日) 平成27年2月10日</p>	<p>上尾市における公園の管理は上尾市地域振興公社に管理業務を委託し、運営をしているところでございます。</p> <p>公園の一斉点検を年数回実施し、公園の状況を把握する必要があるのではないかとのご提案でございますが、公園の一斉点検につきましては上尾市地域振興公社が管理業務の一環として、4月、7月、12月の年3回実施し、報告を受けている状況でございます。今後の対応といたしましては、ご指摘いただいた点を参考として、現在行っている公園点検の点検基準を改善し、公園の遊具、施設の安全性の向上に努めてまいります。また、ご指摘いただきました砂場の耕運、及び、新田公園のタイヤ遊具の部品交換に関しましては年度内を目途に実施していきたいと考えております。</p> <p>つぎに、公園における草や木の茂り、犬や猫の糞尿についてでございますが、草刈りにつきましては年3回を標準として実施し、木の剪定につきましては枝が道路、民地等に越境したもの等、優先度が高いものより順次行っており、また、鴨川中央公園の広場における芝刈りは年8回実施しております。犬や猫の糞尿の対策につきましては、週1回の清掃を標準として実施するとともに、飼主に対する注意喚起の看板の設置等で対応しているところでございます。これらの維持管理につきましては、市内約160箇所の公園におきまして概ね同じ水準で実施していることから、今後も現状の頻度を継続し、ご指摘いただきました点を踏まえつつ管理してまいりたいと考えております。</p> <p>(担当) みどり公園課 (直通電話) 775-8129</p>